

市第 113 号議案

区民文化センターの指定管理者の指定

次のように区民文化センターの指定管理者を指定する。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市緑区民文化センター	西区北幸二丁目 9 番14号	みどりアートコミュニティ 代表者 相鉄企業株式会社 代表取締役 沼野 恵一 社 長	横浜市緑区民文化センターの供用開始の日から平成31年 3 月 31日まで
横浜市青葉区民文化センター	東京都世田谷区 用賀 4 丁目10番 1 号	東急コミュニティー・神奈川 共立・青葉区区民利用施設協 会共同事業体 代表者 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 中村 元宣 社 長	平成25年 4 月 1 日か ら平成30年 3 月31日 まで

提 案 理 由

横浜市緑区民文化センター及び横浜市青葉区民文化センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

みどりアートコミュニティの構成員

- 1 西区北幸二丁目 9 番 14 号

相鉄企業株式会社

代表取締役社長 沼野 恵一

- 2 神奈川区栄町 5 番地の 1

株式会社相鉄エージェンシー

代表取締役社長 櫻木 政司郎

- 3 中区山下町 1 番地

株式会社清光社

代表取締役社長 鈴木 信俊

東急コミュニティー・神奈川共立・青葉区区民利用施設

協会共同事業体の構成員

- 1 東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役社長 中村 元宣

- 2 西区岡野二丁目 6 番 6 号

株式会社神奈川共立

代表取締役社長 加藤 晴夫

- 3 青葉区美しが丘五丁目 13 番地の 5

一般社団法人青葉区区民利用施設協会

理事長 松澤 孝郎

地方自治法（抜粋）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項から第 11 項まで省略)